

副 本

平成24年(行ウ)第369号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(1)

平成24年10月1日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

被告訴讼代理人

弁護士 伊 藤 真



弁護士 西 尾 政 行



弁護士 平 井 佑 希



原告の2012年9月3日付求釈明書を踏まえ、必要と思われる範囲で以下のとおり主張する。

第1 「実験データそのものは機構に帰属する」の意味

被告においては、農林水産大臣が定めた中期目標に基づき、被告が同中期目標を具体化した中期計画を定め、さらに、被告に所属する各研究者が当該中期計画に定められた目標を実現するため、それぞれ研究課題を掲げて研究を行っている。本件で問題となっているディフェンシン遺伝子関連の研究についての研究目標・計画等の内容及び変遷は乙第1号証（研究目標・計画等

の変遷）のとおりである。

各研究者は、被告が策定した中期計画を実現するため、各個人の自由な発想・アイデア等にもとづき、各自研究を進めることとなるが、その際の着想や、進め方に関するアイデア等のノウハウは、各研究者個人に帰属するものである。

しかしながら、各研究者は、機構の定めた中期計画から逸脱した研究をすることはできない一方、被告における勤務時間内に、被告の施設設備品を利用して実験をおこなうことから、各研究者が実験をおこなうことにより得られた実験データ（情報それ自体）については、被告の了解を得ずに被告以外の者に提供ないし発表等することが禁止されている。また、被告においては研究者が転職・退職によって被告を離れる場合、これを持ち出して利用することも禁止されている。

被告においては、実験により得られた実験データについて以上のような取扱いがなされるため、これらを総じて「実験データそのものは機構に帰属する」（甲第4号証29枚目③）と表現したものである。

## 第2 実験ノート等の位置づけ

### 1 本件訴訟における対象文書

本件訴訟で原告が不開示処分の取消しを求めている対象文書は、訴状別紙法人文書目録（2）記載の文書、すなわち、川田元滋氏、矢頭治氏、平八重一氏及び大島正弘氏作成の「すべての実験ノート、或いは実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート、ラボノート、ラボラトリーカード、業務日誌、実験の生データ（raw data）を記録したすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）」（以下、「実験ノート等」という。）である。

## **2 「生データ」の意味**

ところで、「生データ」とは、学術論文に掲載されるような、試験結果を集計・解析等をして得られたデータ（以下、「解析データ」という。）や、それらの解析データを評価することで得られた知見等ではなく、そのような集計・解析等の前提となる、試験において観察することによって得られた結果そのものを指すと解される。

## **3 実験ノート等への記載内容**

被告においては、このような「生データ」は、各研究者の自主的判断により、かつ、各研究者ごとに適宜採用する自由な方法により、各研究者が保有する実験ノート等に記録されることがあるが、実験ノート等は、各研究者の研究過程における備忘メモないし私的な手控えであり、各研究者の着想やアイデアが同時に記載されることが通常である。

また、実験ノート等に「生データ」そのものが記載されていたとしても、単なる数字や記号の羅列であるなど、当該研究者にしか理解できない記載がされることが多い。すなわち、被告においては、各研究者の保有する実験ノート等は、被告の内部者を含め、第三者に見せることを予定していない。それゆえ、被告においては、実験ノート等の管理も各研究者個々人に委ねられているのであって、被告が組織的に管理しているものではないのである。

# **第3 内部における報告**

## **1 成績・計画概要書の作成**

被告においては、年に1回、被告内の各研究課題の担当責任者（委託プロジェクトおよびその他外部資金プロジェクトの場合は代表研究者）が、関係研究者から年度ごとにそれぞれの管理する実験データを取

りまとめた研究成果を収集し、年度報告として取りまとめた成績・計画概要書（以下、「概要書」という。）が作成されている。

## 2 概要書が本件の対象文書ではないこと

概要書は、被告が組織的に管理するものであり、法2条2項にいう「法人文書」であるが、各研究者が内部報告用にとりまとめたものであり、そこに記載される各種データも当該研究に携わっていない第三者も容易に理解できるよう研究者が集計・解析等の処理をした後のもの、すなわち解析データが記載される。それゆえ、概要書に「生データ」そのものがそのまま記載されることはない。このように概要書は、各研究者の備忘メモないし私的な手控えであり、かつ、「生データ」が記載されることのある実験ノート等とは明らかに異なるものである。よって、概要書は本件訴訟における対象文書に含まれない。

## 3 概要書は法5条4号ホの開示除外文書であること

仮に、概要書に「生データ」が記載されているとしても、以下に述べるとおり、概要書は、法5条4号ホに該当するものとして、開示対象から外れるものである。

概要書は、非公開を前提として、被告内部での課題検討の資料として利用することを目的として当該年度の研究結果並びに、それを踏まえた次年度以降の研究計画の概要を示す要旨として作成されるものである。そこに記載されている実験データ・報告は、その年度に既に公表された成果に直接引用されたもの、或いは基礎資料として利用された実験データを除き、すべて研究途上のものであり、未確定なものであって、機構で確認され承認されたものではなく、その記載内容には、後日、修正或いは取り消される可能性を持つものも含まれている。従って、概要書はそれを作成した研究者自身も、また機構も、記載内容について最終的に科学的に確定したものとしての責任の持てるものではない。従って、そ

の後の公表論文等との齟齬があっても、それによって責任を問われるべきものではなく、また説明責任を負うべきものでもない。

また、概要書で示された結果の中には、後日の再評価によって改めて論文ないしは特許等の素材になる可能性を含むものもありえるが、それが公開されてしまえば、公開時点で新規性を喪失し、成果としての利用は出来なくなる。一方、こうした状況を踏まえ、一部データを概要書に記載することを躊躇する事になれば、機構内の議論が不完全になってしまうことは明らかである。

以上のような概要書の性質に鑑みれば、仮に法人文書たる概要書が、本件訴訟の対象文書の範囲に含まれたとしても、これが開示されれば、その後の被告の業務推進の「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があることは明らかである。よって、概要書は、法5条4号ホの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ」その他「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして、開示対象から外れることになる。

## 第4 甲第5号証ないし甲第10号証の作成経緯について

### 1 論文・学会発表等の対外的成果公表の概要

被告においては、研究は被告の指示にしたがって研究者各個人が進めている。当然ながら被告の指示の範囲で種々のレベルでの研究推進の打合せは行っているが、実験そのものは研究者個人が行い、実験データ（生データ）の整理・解析・保管も研究者個人単位で行っている。研究者間で研究課題を引き継ぐ場合も、個人単位で行っている。成果公表を担当研究者が単独で行う場合は、当該者が実験データ（生データ）を解析し、

原稿を執筆して、公表案を作成する。共著で公表する場合は、筆頭著者が企画し、または筆頭著者と責任著者が企画し、共著者からそれぞれの管理する実験データ（生データ）を解析した結果の提供を受け、主として筆頭著者が原稿を執筆し、責任著者と精査して公表案を仕上げることになるが、それまでの間は各研究者間の個人的なやりとりにすぎず、被告が組織的に関与することはない。その後、単独の場合も、共著の場合も、公表案について被告における組織としての確認と承認を得て、公表手続きを行うことになる。

## 2 甲第5号証ないし甲第7号証について

### （1）甲第5号証について

ア 甲第5号証の特許出願（以下、「本件出願」という。）は、農水省付属研究機関である北陸農業試験場にて、農水省の定める農林水産研究基本目標（平成11年11月策定）に示された「新たな産業創出のための生物機能の解明と活用」の中で遺伝子組換えイネの開発研究及び独立行政法人として改組後の中期計画に係わる研究として進めてきた病害抵抗性組換え作物の開発に係わる研究の中から、「キャベツ及びコマツナから見いだされた抗菌活性タンパク質の一種であるディフェンシン遺伝子を導入することによって複合病害抵抗性をイネに付与できる」ことを発見し、出願したものである。

イ 当時の北陸農業試験場及び改組後の北陸研究センターでは、本願特許の発明者以外にも複数の研究者が遺伝子組換えイネの研究に従事していた。その中から、本願特許に取り上げられた研究が完成し、有用性を主張しうる状況になったと判断されたことから、主発明者である川田元滋（以下、「川田」という。）の発議によって、共同して研究に当たっていた福本及び中島、並びに当該分野における研究経験を有し、当該研究に指導的立場から加わっていた黒田と協議し、特許出願を行うことと、出願範囲を前記の内容とすること、並びに発明者の範

囲を上記 4 名とすることを調整後決定した。

ウ そのうえで、川田が主導して、関係者のメモ等に依拠して出願予定の特許の技術的詳細等のとりまとめを進め、その中から抽出したデータを基に弁理士と連絡をとって、明細書案の作成を進めた。なお、当該明細書案には、解析データが記載されるが、「生データ」は記載されない。他方において、川田自身が、特許出願の必要性、請求内容、技術情報等を明記した「勤務発明届け」を作成し、平成 13 年 8 月 21 日に発明者連名で、所属する中央農業総合研究センター所長宛に提出した。

エ 同所では、所内規程等に従って、平成 13 年 8 月 28 日に職務発明審査会を開催し、「勤務発明届け」及び「明細書案」をベースとした審査並びに川田当人への質疑応答が行われ、発明の内容及び出願を認定し、同月 29 日に被告理事長に報告した。これを受け被告が特許事務所に出願を依頼し、平成 13 年 9 月 18 日に出願されたものである。

#### (2) 甲第 6 号証について

本件出願について平成 16 年 4 月 1 日に特許庁から拒絶理由通知書が出されたため、被告は、対応策として、本願を分割出願することとし、平成 16 年 6 月 7 日に手続補正書を提出した。これに含まれているのが甲第 6 号証の実験成績証明書であって、「本願発明のタンパク質が、種々の病原菌（真菌及び細菌）に対する抵抗性を付与すること」を示したものである。当該手続き補正書の提出にあたっても所内で所要の手続きが行われている。

#### (3) 甲第 7 号証について

本件出願については、上記補正書を提出したにもかかわらず、平成 16 年 6 月 29 日にさらに拒絶査定が出された。

これに対し、被告は特許事務所に依頼して平成 16 年 8 月 5 日に審判請求書を提出し、補正書を同年 9 月 6 日に提出した。これに伴い同年 1

0月14日に提出された審査請求理由書に甲第7号証の実験成績証明書が含まれている。

これは、「キャベツ由来ディフェンシンタンパク質とダイコン由來のディフェンシンタンパク質のアミノ酸配列及び抗菌活性の比較」と「種々の種に由来するディフェンシンタンパク質のアミノ酸配列及びいもち病抵抗性系統の出現頻度の比較」を示したものである。

以上の過程を経て、本件特許は平成17年6月13日に特許3704554号として登録されたものである。

(4) 以上の過程において作成された明細書案等には、解析データが記載されることはあっても、「生データ」が記載されることはないから、仮にそれらの文書が法人文書であるとしても、本件訴訟の対象文書ではない。

また、仮にそれらの文書に「生データ」が記載されていたとしても、公表されることを前提とした特許出願前の、研究者独自の研究の着想、仮説、実験方法等が記載されており、当該情報が公にされた場合には、将来の知的財産に至る情報を開示することになる。それゆえ、これが開示されれば、各研究者の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、その後の被告の業務推進の「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があることは明らかである。

よって、本件特許出願の過程において作成された文書で、公表されていないものは、仮にそこに「生データ」が記載されていたとしても、法5条4号ホの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ」その他「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして、開示対象から外れることになる。

### 3 甲第8号証について

(1) 甲第8号証は、「化学と生物」誌に「抗菌タンパク質ディフェンシンの多様な機能特性」と題して発表された論文であり、川田、黒田秩及び

田中宥司の3名が執筆者である。

(2) 被告に所属する研究職員は、それぞれの研究がまとまった時点で、それを論文として発表することが重要な任務とされている。多くの研究は、複数の者が参画して行われる場合が多くなっているが、著者の範囲は固定的なものではなく、個々の研究課題毎に異なる場合もある。

論文の作成にあたっては、その扱う範囲が適切なまとまりを持つことが必要であり、共同で研究を進めるケースでは、共同研究グループ内で協議し、論文の内容と共同執筆者の範囲等を決定する。共同執筆者の範囲を決定する際には当該研究に貢献し、原稿執筆への本質的な関与をしたか否か、が判断の根拠になる。また、共同研究グループ内で、当該研究に最も大きな貢献を行った者を「ファーストオーサー（筆頭著者）」とし、共著者の最初に名前を乗せると共に、論文とりまとめを主導する。これとは別に、指導的立場で参画している者を「コレスポンディングオーサー（責任著者）」とし、対外的に当該研究の責任者としての責に当たる場合もある。コレスポンディングオーサーは必ずしも研究室長等、組織上の上位者がなるとは限らない。

共同執筆者の範囲を確定後、ファーストオーサーを中心として共同執筆者間で分担協力しつつ、各研究者が解析データ及びそこから得られた知見を持ち寄り、原稿と図表の作成を進める。この過程では科学的記述の正確性だけでなく、文章としての妥当性も議論される。原稿が完成し、共著者全員の承諾が得られた後、清書された原稿を添付した「論文投稿伺い」を提出し、決裁文書によって投稿の可否並びに関係する支出の可否が協議され、承認を得た上で発表媒体に投稿される。当該「論文投稿伺い」は、被告が組織として管理・保管するものである。

(3) 甲第8号証の論文は、川田をファーストオーサー並びにコレスポンディングオーサーとして、当人が他2名と共にってきた抗菌タンパク質ディフェンシンについて、本人以外の研究者の得た知見も引用しつつ、その機能や多様性、遺伝子組換え研究への利用可能性等、多岐にわたる

内容を取りまとめたものである。

上記（2）で述べたような作成経過に鑑みて、甲第8号証の原稿が完成するまでの、共著者間で取りまとめを進めた過程は各研究者の個人的メモであり、法人文書とはいえないのに対し、投稿伺いに清書原稿が添付され、被告内部において回付されたものは法人文書ということになる。

しかしながら、投稿伺いに添付された原稿は、甲第8号証の論文そのものであり、また、「生データ」が記載されたものではないから、いずれにしても、本件訴訟の対象からは外れるものである。

#### 4 甲第9号証及び甲第10号証について

（1）甲第9号証及び甲第10号証はいずれも矢頭治他の研究者が育種学会に発表した論文である。

研究成果を対外的に発表する方法としては、文書として取りまとめ、論文として発表する以外にも、学会での発表も重要である。学会での発表は講演として行われる場合が多いが、学会によっては発表内容を記載したポスターを掲示し、それを基に説明を行う等、様々な形式のものがある。

（2）被告内部における学会発表の準備のプロセスは、甲8号証の論文の場合と同様であり、共同で研究を進める場合では、共同研究グループ内で協議し、発表の内容と共同発表者の範囲等を決定する。共同発表者の範囲を確定後、主発表を中心として共同発表者間で分担協力しつつ、データを持ち寄り、準備を進める。また、発表の要点をまとめた「発表要旨」を作成し、当該学会へ送付する。

学会発表では論文投稿とは異なり、被告の中央農業総合研究センター（実験ノート等の作成者として法人文書目録（2）に記載された各研究者が在籍していた研究所）では特段の伺いを発議することなく、直属の上司に発表内容を伝え、口頭で許可を得ることとされていた。発表要旨は学会当日までに配布される要旨集に掲載され公開されることになっ

ている。

- (3) 甲第9、10号証は矢頭治を発表者として、北陸センターで行われた隔離圃場試験の結果を講演形式で口頭発表したものの発表要旨である。そのため、関係する共同発表者の範囲は当該隔離圃場試験に参加した者全員であり、多数となっている。本件発表前の発表要旨投稿に先立ち、矢頭は、甲第9号証及び甲第10号証いずれについてもその上司（甲9では北陸地域基盤研究部長、甲10では研究管理監）に承認を求めた後に投稿すると共に、共同発表者との協力により、発表用スライドを作成し、学会直前まで遂行を重ねた後、発表当日、スライドを用いて講演発表を行ったものである。
- (4) 学会における発表は、各研究者が研究者個人としての立場でおこなうものであって、発表する研究者が被告を代表しておこなうものではない。それゆえ、発表の許可も口頭でおこなわれる所以である。したがって、矢頭が上司に申告した発表要旨は法人文書ではない。
- 仮に、発表要旨が法人文書であったとしても、そこに記載されているのは解析データであって、「生データ」は記載されていないから、本件訴訟の対象から外れるものである。

以上

## 研究目標・計画等の変遷

年月	1996.10～2001.3	2001.4～2006.3	2006.4～2011.3	2011.4～	
年度	H8～H12	H13～H17	H18～H22	H23～	
組織変遷	農研機構 農水省 北陸農業試験場	特定独立行政法人農業技術研究機構 15.10.1組織改編 特定独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		
農水省	H8.7農林水産研究基本目標(農林水産技術会議策定) H11.11農林水産研究基本目標(“ ”)	第Ⅰ期中期目標(農林水産大臣策定)	第Ⅱ期中期目標(農林水産大臣策定)	第Ⅲ期中期目標(農林水産大臣策定)	
農研機構	研究推進の方向と研究推進の目標	(中期目標) (農研機構中期計画) 平成8年10月～(農林水産研究基本目標) 稲、麦大豆等では、画期的新品種の育成や栽培技術の革新に向け、稻に開拓するゲノム研究の成果の活用や遺伝子導入技術の高度化、バイオテクノロジー手法の開発等の基礎的・基礎的研究を行うとともに、耐冷性、耐寒性、多収性、病害虫抵抗性等生育品質にかかる生理機能の分子生物学による解明を行い、それらに基づく先進技術の開発をより加速する。特に、稻に関する高度な直播適正を持つ良食味品種を開発し、また、小麦に関しては、デンブン、タンパク成分の制御によって品質を高めるとともに、病害抵抗性多収品種を開発する。	(中期目標) (農研機構中期計画) 実用的な遺伝子組換え技術を開発し、病害抵抗性等の実用形質の改良に有効な導入遺伝子の単離に取り組む。	(中期目標) (農研機構中期計画) 先端的知見を活用した農業生物の開発及びその利用技術の開発	(中期目標) (農研機構中期計画) 遺伝子組換え技術の高度化と複合病害抵抗性等有用組換え稻の開発
研究課題		農林水産生物の多様な機能を改变・模倣することによって、農林水産業に止まらず更に広範な産業利用が期待される。遺伝子の導入や効率的発現技術等の基礎研究を推進することにより、生理活性物質等の有用物質を生産する遺伝子組換え生物の開発及び有用物質の効率的な大量生産システムの構築を行う。その際、動植物の特異的な機能に着目し、有用遺伝子の探索・単離を進め、その活用を図る。	農林水産生物の多様な機能を改变・模倣することによって、農林水産業に止まらず更に広範な産業利用が期待される。遺伝子の導入や効率的発現技術等の基礎研究を推進することにより、生理活性物質等の有用物質を生産する遺伝子組換え生物の開発及び有用物質の効率的な大量生産システムの構築を行う。その際、動植物の特異的な機能に着目し、有用遺伝子の探索・単離を進め、その活用を図る。	(中期目標) (農研機構中期計画) 遺伝子組換え技術による作物の新育種法実用化のために、遺伝子発現の強度・時期・特異性の制御技術、開花受粉関連遺伝子の特定等交雑・混入防止技術を開発し、組換え体に対する安心感を醸成する。また、作物の重要な形質に関する新規遺伝子の単離と機能解析を行い、高付加価値化技術を開発する。さらに(デイフェンシン)遺伝子導入組換え稻系統の環境影響評価及び食品安全性評価を行い、複合病害抵抗性が付与された組換え稻系統を開発するとともに、高トリプトファン含有稻を開発する。	